

第3章 | 価値創造を支える基盤

2 品質管理

定期的なモニタリングの結果 (2024年6月期)

対象 104 件
監査責任者カバー率 38 %

監査意見の修正を要する不備 0 件
「Not Compliant-Severe」とされた件数 3 件

意識調査(GPS) Audit Quality

監査品質に関する法人の方針に沿って業務を実践している 89 %
(5段階評価のうち、評価4以上の肯定的な回答をした人数の割合)
2024年6月期

処分件数

1 件
2024年6月期
・ 監査業務に起因する金融庁による行政処分
・ 監査業務に起因するJICPAによる処分
・ 監査品質に関するJICPAレビューの結果に基づく措置

🗨️ AQIに対する経営陣の評価

構成員の監査品質に対する意識を示す指標であるGPS – Audit Qualityについて高い水準にあると評価しています。また、内部・外部の各種モニタリング・検査の結果、一部の業務に不備が存在したものの監査意見の修正を要する不備は検出されておらず、全体としては監査品質が十分に確保されていると評価しています。

高品質な監査を提供し続けるためには、監査品質向上への継続的な取り組みが欠かせません。あずさ監査法人は、ステークホルダーとの対話を積極的に行い、対話を通じて監査品質の向上を図る取組みを継続していきます。

Message

専務理事（品質管理統轄）からのメッセージ

監査変革の継続的な実践が
高品質な監査を実現させる



私たちのPurpose（存在意義）

あずさ監査法人は、「社会に信頼を、変革に力を（Inspire Confidence. Empower Change.）」をPurpose（存在意義）として掲げています。監査法人においては、「監査品質」こそがすべての信頼の基礎であることから、このPurpose（存在意義）を達成するためには、信頼に応える高品質な監査を継続的に実現していく必要があります。

激変する環境のなか、ステークホルダーの期待に応える高品質な監査を担保するため、会計上の見積りや不正リスク対応などの監査上の重要領域に特に焦点を当てて法人施策を展開しています。

AX for Trust®の実践

私たちを取り巻く環境やニーズは急激に複雑化しており、以前よりも多くの問題や課題を生み出しています。

高品質な監査を継続的に実現していくため、私たちは、激変する環境に応じて、監査の変革、AX for Trust®を実践し続けることが必要です。

あずさ監査法人は、監査変革をさらに確実なものにするために監査の標準化・集中化・自動化を法人横断的に押し進めています。また、デジタルツールや新たな技法も適用することで、AX for Trust®を効果的、かつ効率的に実践していきます。

高品質な監査の実現

あずさ監査法人は高品質な監査を実現するため、人材、品質管理体制、メソドロジーに対して十分なリソースを投入することで、環境の変化や複雑化に柔軟に対応できる体制を整備しています。

そうしたなか、私たちは最も重要なリソースは人材であるとの理解から、専門知識およびスキルの習得を可能にする環境を組織的に構築・維持しています。

また、不正事案の発生などを未然に防ぐには、4つのディフェンスライン（P.58参照）が重要であり、セクターごとに監査統轄事業部を組織し知見を集約することで、その実効性を高めています。

さらに、KPMGの世界共通のメソドロジーやグローバルネットワークを活用することで、改正監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」にも対応したグローバルレベルでの高品質な監査を実現していきます。

私たちは、監査品質を継続的に向上させていくために、品質管理の適正な体制等を整備し、2024年1月30日付で日本公認会計士協会の上場会社等監査人名簿に登録されています。また、ISQM1等の品質管理基準への適切な対応やPCAOB監査およびIPO監査における品質向上を目的とした組織再編を実施するなどしています。

高品質な監査を今後も実現していくため、あずさ監査法人、またその構成員一人ひとりが、監査変革を継続的に実践していくとともに、監査品質向上の取組みをより一層強化していきます。

1. 人材

あずさ監査法人は、高品質な監査を提供するための人材基盤の維持と、さらなる向上に取り組んでいます。

1-1. 真のプロフェッショナル集団

監査品質の根幹は人材にあります。そのため、あずさ監査法人は、高品質なプロフェッショナル業務を提供するための専門知識およびスキルの習得を可能にする環境を組織的に維持・構築することで、真のプロフェッショナル集団であり続けることを目指しています。

真のプロフェッショナルとは、専門家としての判断力および問題解決力に基づき、高品質なサービスを提供するために必要な専門知識およびスキルを駆使して業務を遂行する人材です。高い向上心や責任感、誠実性を併せ持たなければならないことはいうまでもありません。あずさ監査法人は、こうした真のプロフェッショナルの育成を最重要事項としています。

高度な倫理観の醸成

あずさ監査法人は、真のプロフェッショナルとして社会からの信頼を得て業務を遂行するうえで、倫理・コンプライアンスの遵守こそが根幹にあるべきだと認識しています。そのため、構成員一人ひとりに対する意識付けを徹底しています。また、監査の過程を通じて職業的専門家としての懐疑心を保持・発揮することが重要であることを、さまざまな機会を通じて繰り返し周知し、その徹底を図っています。

充実した研修制度

あずさ監査法人は、日本公認会計士協会が会員に要求する継続的専門能力開発 (CPD) 制度の要件を充足するのはもちろんのこと、監査業務を提供する全階層に対して、真のプロフェッショナル集団であり続けるための質・量ともに充実した研修を実施しています。

具体的には、各年次に対応する研修のほか、監査品質向上のための研修、期末監査後の振り返り研修、事例を踏まえた不正対応研修、監査の標準化や集中化を推進するためのAX研修等も実施しています。

新人研修	入社後の充実した研修で、ビジネスマナーや監査の基礎など、現場で必要となる知識を習得します
監査	年次ごとのさまざまな監査研修により、実践的で有効性・効率性の高い監査のスキルを身につけます
不正対応	実際の不正事例を知ることから始め、実践的な不正に対応する監査技術を学びます
会計	毎期の決算研修、税務研修などを通して、最新の会計・開示トピックをキャッチアップします
デジタル	データ分析やビジュアライズ等のさまざまなデジタル技術を学びます
ビジネススキル	ロジカルシンキング、プロジェクトマネジメントなど仕事を進めるために必要なスキルを身につけます

監査研修内容の一例

専門研修内容の一例

IFRS会計基準・USGAAP研修

IFRS会計基準／USGAAP業務に必要な知識を習得します

セクター（業種別）研修

セクター特有の知見を得ることで、専門性を磨きます

グローバル研修

充実した研修により、グローバル対応力を高めます

アドバイザリー関連研修

アドバイザリーの基礎から、IPO、財務調査、サステナビリティなど専門分野の知識を習得します

1-2. 職業倫理

あずさ監査法人は、高度な人格を備えた人材基盤を維持するために、コンプライアンスの徹底に向けた体制の整備・運用に真摯に取り組めます。

1-2-1. コンプライアンスの徹底に向けて

基本概念

あずさ監査法人は、私たちのPurpose（存在意義）である「社会に信頼を、変革に力を（Inspire Confidence, Empower Change.）」の精神をコンプライアンスにおいても体現することが最も重要だと考えています。そこで、Purpose（存在意義）、Values（行動指針）およびVision

(目指す姿)の基本理念に基づき醸成される組織風土を明文化するために、倫理行動規範を定めています。倫理行動規範では、すべての構成員が公共的使命を担う監査法人の構成員であることを自覚し、法令等の社会的規範の遵守はもとより、自らの業務上の行為を律する厳格な職業倫理に従って行動することを求めています。

組織体制

▶ マネジメント

コンプライアンス活動を含むすべての活動の最高責任者は理事長であり、各専務理事の統轄する担当業務における重要事項は専務理事会の付議事項と定めており(理事長および専務理事会規程)、重要なコンプライアンス案件については、専務理事会に報告が行われ、審議されます。

▶ リスク・コンプライアンス委員会

あずさ監査法人の常設委員会として、法人内委員8名、外部委員(弁護士)1名の、計9名からなるリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。同委員会は、リスク・コンプライアンス委員会運営要領に基づき、法人業務に関連したコンプライアンスに関する事項および法人全体のリスクに関する事項についてモニタリングを行い、その結果を専務理事会へ報告します。

構成員のコンプライアンス意識を高め、「倫理行動規範」の遵守を徹底するために、コンプライアンス統轄室を設置し、以下の活動に積極的に取り組んでいます。

- 倫理行動規範の改定
- 倫理・コンプライアンス研修の実施
- メールマガジン発行による啓発活動
- ACSA (AZSA Compliance Self-Assessment) 活動による、潜在的リスクの洗い出し
- あずさ監査法人構成員のパワーハラスメントやコンプライアンス違反またはそのおそれがある事案に関する通報窓口として「コンプライアンス・ホットライン」を設置

▶ 人事部

労務に関する法令を遵守しています。また、ハラスメント防止対策のガイドラインを設けるとともに、通報窓口である「セクハラ・マタハラ相談」による情報収集および対応を行っています。

▶ 法務部

法令遵守およびコンプライアンスに関する支援などとして、法務事案になった場合における対応を行っています。

▶ 人材開発企画部

研修等の人材育成に関する事項に対応します。コンプライアンス意識の浸透を図るために、各種研修プログラムの取組みを担います。

1-2-2. 浸透に向けた取組み

Tone at the topによる周知徹底

法人トップによる倫理・コンプライアンスに関するメッセージを定期的に発信しています。また、コンプライアンス統轄室によるコンプライアンス研修を通じて、倫理観の浸透を図っています。



コンプライアンス研修受講率

100%
2024年6月期



職業倫理研修受講率

100%
2024年6月期

「コンプライアンスを考える日」

コンプライアンス意識のより一層の向上・浸透のために毎年9月7日を「コンプライアンスを考える日」として定め、監査法人および公認会計士として保持すべき倫理観やコンプライアンス意識の重要性を、全構成員で改めて認識する機会を設けています。

コンプライアンスを考える日には、社員および職員一人ひとりが過去のeラーニングに関する不適切受講や、公認会計士資格誤表記の事案等を思い起こし、改めてコンプライアンスとは何かについて考えることで、コンプライアンス意識のより一層の醸成に努めています。

1-2-3. 通報制度の取組み

あずさ監査法人は、職業的専門家としての基準等の監査品質に抵触するおそれのある事項やその他のコンプライアンスに関する事項などの法人内外からもたらされる情報（通報）に関して、法人内規により具体的な通報対応手順を定めています。

通報対応においては、ウェブサイトや内部イントラネットに通報窓口を設け、また、通報対応のチームを組成し、法務部や外部専門家（弁護士）も関与して対応しています。

本対応においては、通報者保護、すなわち安心して通報を行うことができる体制の整備、具体的には通報を行うことにより通報者が不利益を被らないような手立てを図ることが最重要事項と考えています。公益通報者保護法においてもこの点が重視されていることも踏まえ、法令に準拠した体制整備を図っています。

また、通報内容ごとに適切な担当部署が対応を図っています。

1-3. 高い専門性の発揮

IFRS会計基準適用企業への十分な監査体制の確保

あずさ監査法人は、日本国内外のIFRS会計基準適用企業の監査について、豊富な経験を持つプロフェッショナルを多数抱えています。IFRS会計基準の設定主体である国際会計基準審議会（IASB）や、IFRS会計基準の解釈や適用のガイダンスを策定する機関であるKPMGのInternational Standards Group（英国）へ職員を継続して派遣しており、IFRS会計基準に関する豊富な経験を有するパートナーを中心に、日本企業の監査に関する知見を蓄積してきました。

これらの知見を基に、日本企業の決算・監査におけるIFRS会計基準の解釈や適用に関する論点について、自ら判断できる体制を構築しており、日本企業の実務に即した迅速で適切な解釈や判断を提供しています。また、「IFRSアドバイザリー室」を設置し、日本企業にとって有用となるIFRS会計基準の最新動向の情報収集・発信、書籍・記事執筆、セミナー開催等を行っています。

さらに、IFRS会計基準適用企業のさらなる増加を見据え、実務・研修等による継続的な人材育成を行っています。

IFRS会計基準適用への対応体制

IFRS会計基準適用済み／ 予定の監査関与先上場会社数	75社
IFRS会計基準適用会社への 監査関与者数	2,836名
IFRS財団 (IFRS会計基準策定組織)への派遣人数	累計7名

米国基準に関する高い専門性の発揮

会計・開示プラクティス部では、日本基準、IFRS会計基準だけでなく、米国会計基準の最新動向の情報収集・発信を行っています。

日本企業の決算・監査で生じる米国基準関連の論点について、会計・開示プラクティス部に設置している「USキャピタルマーケット室」が日本企業の実務に即した解釈を行い、監査チームの判断をサポートしています。「USキャピタルマーケット室」は、KPMG米国の品質管理部門（Department of Professional Practice: DPP／ニューヨーク）への駐在経験者を中心に組織しており、米国基準に関する高い専門性を発揮しています。

PCAOB監査基準に基づく監査知識の集約やモニタリング等を強化することを目的としてPCAOB統轄部を新設しています（詳細はP.13参照）。また、米国の監査基準に精通したメンバーを品質管理本部およびリスクマネジメント本部に配置し適切に監査チームをサポートしています。

1-4. 独立性の保持

監査人の独立性の保持は監査業務の根幹です。

あずさ監査法人は、独立性に関する規定や制度を整備・運用するとともに、研修やモニタリングを実施しています。

また、利益相反や独立性に関連するリスクが生じないよう、非常に限られた場合を除き、パートナーおよび職員の兼業を禁止しています。

独立性に関する基本規程

あずさ監査法人は、「KPMGの独立性に関する方針」、「公認会計士法その他の関連法令」、「日本公認会計士協会の倫理規則・独立性に関する指針」等を反映した独立性の保持に関する倫理規則内規により、法人の独立性、個人レベルでの独立性、退職後の関係、パートナーおよび監査等補助者のローテーション、監査と非監査業務の承認等に関する方針および手続を定めています。

すべてのパートナーおよび職員に対して、以下の事項を実施しています。

- 独立性に関する研修の受講や宣誓を義務付け、周知・徹底を図る
- 個人の経済的独立性に関する調査を行い、独立性の遵守状況を監視する



独立性宣誓回答率

100%

2024年6月期



認識された独立性の保持に関する違反件数

8件

2024年6月期

- ・ いずれも個人の金銭的利益関係に関する独立性保持の法令違反です
- ・ 違反事実判明後、監査法人としての客観性や公平性に影響を与えていないことを確認するとともに、同様の違反が生じることを防止するための必要な対応を行っています。また、違反者については、所定の規程に基づく処分が行われています

ローテーションルール

あずさ監査法人のパートナーは、監査関与先に関する関与年数（社会的影響度が特に高い会社は、業務執行社員就任前の期間を含む）に制限が設けられています。

この制限は、「公認会計士法その他の関連法令」、「日本公認会計士協会の倫理規則等の諸規則」、さらにあずさ監査法人（KPMG インターナショナルの方針を含む）が定める「監査証明業務に関与するパートナーの最長関与期間に係る制限」に則ったものです。

また、社会的な影響度が特に高い会社の監査では、長期の連続関与から生じる馴れ合い等により、独立性が損なわれるおそれがあります。これを防ぐため、あずさ監査法人は、日本公認会計士協会から公表された「「担当者（チームメンバー）の長期的関与とローテーション」に関する取扱い（会長通牒2020年第1号）」も踏まえ、パートナー、監査等補助者、チーム全体の独立性に関する追加ルールを設定しています。

上記ルールを確実に遵守するため、各監査統轄事業部にローテーション担当パートナーを配置し、ローテーション管理に関するプロセスを構築しています。当該プロセスはリスクマネジメント部によりモニタリングされています。

2. 品質管理体制

あずさ監査法人は、高品質な監査を提供するための品質管理体制を整備し、運用しています。

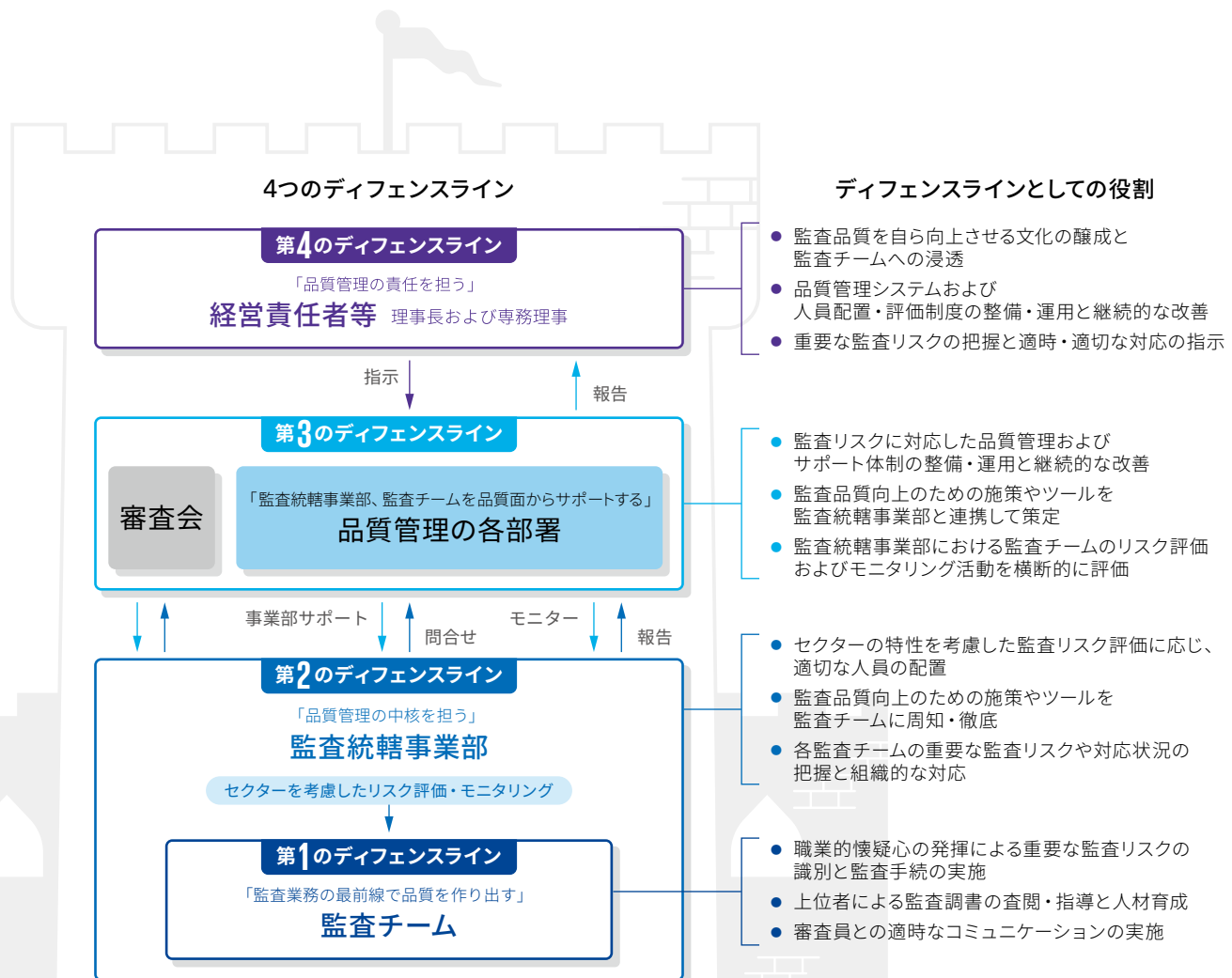
2-1. 4つのディフェンスラインによる品質管理

ステークホルダーの期待に応える高品質な監査を提供するため、あずさ監査法人は「4つのディフェンスライン」により組織的な品質管理を行っています。

2-1-1. 組織的な品質管理体制

「4つのディフェンスライン」とは、経営責任者等（理事長および専務理事）、品質管理の各部署、監査統轄事業部

および監査チームの4つの階層が、それぞれ監査品質に対する自らの責務を果たす体制のことで、組織的な管理体制を築くことで、監査品質に万全を期すものであり、結果として、マーケットにサプライズを与える事案を生じさせない高品質な監査を効果的に実現できます。また、「4つのディフェンスライン」を通して経営方針を各監査チームまで浸透させるとともに、監査チームからの情報も経営責任者等の上位層までスムーズに伝達・共有されます。



2-1-2. 監査品質の最終責任者たる理事長

品質管理に関する最終責任は理事長にあり、全般的な品質管理に関する方針の策定および遵守状況の監視については、理事長の任命に基づき品質管理を統轄する専務理事が責任を負っています。

2-1-3. 2つの本部から構成される品質管理部門

第3のディフェンスラインである品質管理部門は、品質管理本部とリスクマネジメント本部から構成されます。

品質管理本部は、監査および会計処理・開示の品質管理に関する事項を所管しています。リスクマネジメント本部は、職業倫理・独立性に関する事項や、品質管理の監視、情報セキュリティに関する事項を所管しています。

いずれも、担当分野に関する経験があるパートナー、ディレクターおよびプラクティス職で構成され、監査統轄事業部や監査チームへ適切なサポートを提供しています。

また、これらの品質管理部門とは別に、審査制度を設計・運用する上級審査会、および拠点審査会、ならびにそれらをサポートする審査サポート部を設置しています。

2-1-4. セクター知見をより活用できる

監査統轄事業部体制

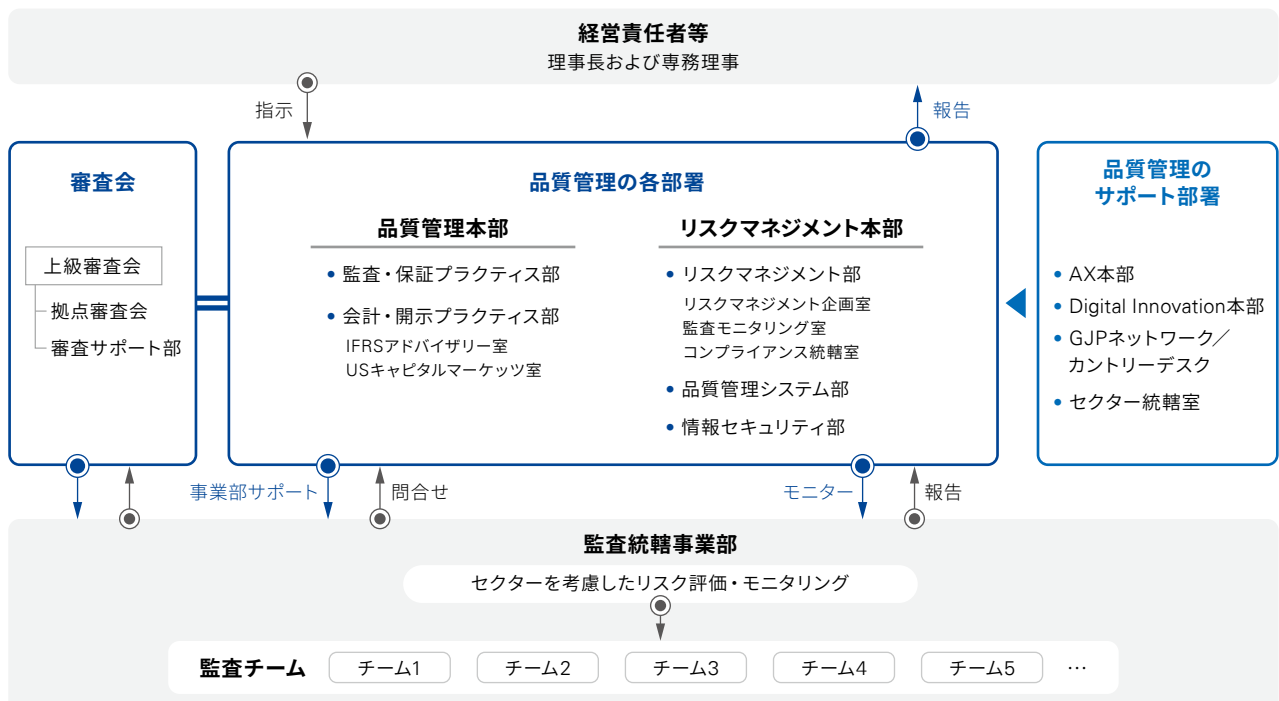
第2のディフェンスラインである監査統轄事業部は、「品質管理の中核」を担う組織体です。監査統轄事業部は主に産業・業種(セクター)ごとに組織されており、セクター固有の問題や課題への適時な対応、セクター別の知見集約を後押ししています。また、セクター固有の論点を踏まえた監査品質の向上を目的としてSQP (Sector Quality Partner、セクター品質管理パートナー) を、セクター知見に基づく監査関与先への付加価値の高い情報の提供およびセクター人材の育成を目的としてSL (Sector Assurance Leader) を、それぞれ配置しています。

品質管理本部およびリスクマネジメント本部の在籍者

	2023年6月末	2024年6月末
品質管理本部	227*	198*
リスクマネジメント本部	114	143
合計	341	341

*2023年6月末の人数にはADC所属者42名を含みますが、2023年7月にADCを品質管理本部からAX本部に移管したため、2024年6月末の人数にはADC所属者は含んでいません

品質管理の各部署



2-1-5. 監査品質を確保する監査チーム

第1のディフェンスラインである監査チームは、監査プロセス全体を通じて監査品質を高水準に保つよう、最前線で社内外のコミュニケーションを取っています。

適切なパートナーアサイン

すべての監査関与先に対し高品質な監査を提供するため、統轄事業部長および統轄事業部の品質管理責任者は各業務執行社員とディスカッションし、各業務執行社員の関与時間の妥当性を含む、監査関与先のパートナーのアサイン状況について検証しています。検証にあたっては、業務執行社員の能力、資質、資格ならびに監査関与先の産業・業種、性質およびリスクを考慮しています。

スキルや経験を考慮した監査チームの編成

適切なチームメンバーのアサインを行うため、各業務に必要なスキル、監査関与先の属する産業・業種の経験等をデータベース化したタレントマネジメントシステムを運用しています。これを活用して候補者を選定し、必要な時間が確保されていることを統轄事業部長が確認のうえ監査チームを編成しています。また、業務の遂行に必要な時間を実際に確保しているかどうかについて、統轄事業部の人事責任者が定期的にモニタリングしています。

パートナーの適切な関与

パートナーは、監査の過程および結果のすべてについて責任を負う立場にあり、監査関与先に対する十分な理解のもと、リーダーシップを発揮し、リスク評価、リスク対応手続および監査の取りまとめの各段階で適切に関与します。特に、監査上の判断を要する重要な領域や、特別な検討を必要とするリスク等の識別には、十分な関与が不可欠です。パートナーの適切な関与により、効果的かつ効率的な監査が実施されます。

なお、複数名のパートナーが関与する場合には、パートナー間で監査チーム内において果たすべき役割を明確化することにより、パートナーの意識・責任感を一層向上させるとともに、パートナーのリソースを適切に確保することで、監査品質の向上を図っています。

監査チームメンバーの執務時間の確保

リスク評価やリスク対応手続等に十分な時間を確保するため、監査チームメンバーのアサインを調整しています。

また、各種業務の自動化と業務集約を通じて、監査業務の効率化を進めています。

監査従事者の年間平均執務時間*



*執務時間は通期にわたり在籍した監査従事者を基に集計

専門家の関与

監査の過程において、ITの複雑なプロセスや、税務・金融・年金等の専門知識を必要とする取引が生じた場合、または不正の発生等を認識した場合には、専門家を関与させます。関与するメンバーは、リスク評価に応じて、あずさ監査法人内またはKPMGジャパン内のエンティティのほか、海外KPMGメンバーファームから選任するケースもあります。

また、企業の情報システムの高度化・複雑化に対応するため、情報技術およびシステム監査関連の専門家が求められており、IT知識を有する専門家が適宜関与できる体制を整えています。

専門的な見解の問合せ

監査チームでの判断が困難な事項や、一般的な見解が定まっていない事項をサポートするため、「監査手続」および「会計処理・開示」に関する専門的な見解の問合せ対応窓口を設置しています。なお、問合せの結果、高度な判断を要するような場合には上級審査に回付されるケースもあります。

また、不正を識別した、または不正の疑い（不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合を含む）を抱いた場合には、必ず専門的な見解の問合せ対応窓口を通して上級審査会へ報告することが定められています。

なお、監査チームからの問合せを類型化して、FAQとしてイントラサイト上で公開するとともに、AIで法人内の知見を蓄積・共有する会計・監査Q&Aシステム「Chat KOMEI」の活用を進めています。

2-2. 審査

監査プロセス全体を通じて高い専門性を発揮するとともに、すべての監査業務において審査の受審を義務付けています。

すべての監査業務に実施される審査

すべての監査業務において、監査報告書を発行する際、監査チームから独立した立場にあり、審査実施に必要な経験と能力を有するパートナーによる審査が義務付けられています。上場会社等の監査業務では、監査計画の策定から監査意見の形成に至るまで、監査業務の各段階においてタイムリーに審査を実施しています。

審査制度の運用は、個々の監査業務の審査を実施するパートナーのほか、それらを束ねる拠点審査会が担い、審査制度の設計・運用の最終責任は上級審査会が担っています。

拠点審査会の役割

拠点審査会の主な役割は以下のとおりです。

- 審査員の選任および指導
- 監査責任者の相談事項への対応
- 監査上のリスクの把握と審査のモニタリング
- 上級審査会への審査結果の報告

審査スケジュール

上場会社等の審査は、3月決算会社の場合、おおむね下図のスケジュールで実施されます。

時期	項目	内容
8月上旬	1Q 期中レビュー*	第1四半期に関する 期中レビュー計画と結論表明
9月末	計画①	年間の監査の基本的方針等
11月上旬	中間期 期中レビュー	中間期に関する 期中レビュー計画と結論表明
12月末	計画②	年間の監査の詳細計画
2月上旬	3Q 期中レビュー*	第3四半期に関する 期中レビュー計画と結論表明
3月～ 4月上旬	期末 監査前	監査上の重要論点に関する 対応状況の協議
5月上旬	会社法監査	会社法監査に関する意見表明
6月中旬	金商法監査	金融商品取引法監査に関する 意見表明

※証券取引所のルールに基づき強制もしくは任意の期中レビュー業務を行う場合のみ該当

監査リスクが高い場合や重要な検討課題がある場合には、これに加えて都度必要な審査が実施されます。

また、上場会社等の監査では、監査チームが作成したエンゲージメントリスク調査票を統轄事業部・拠点審査会でモニタリングすることにより、監査リスク情報を網羅的に把握します。リスクの内容は、上級審査会とリスクマネジメント本部に報告され、必要と認められる場合には上級審査会が実施されます。

上級審査会の役割

上級審査会は、パートナー全員による信任投票により決定された上級審査会会長および上級審査会会長により選任された副会長により構成されています。上級審査会の役割は以下のとおりです。

● 審査制度の設計・運用

審査の基本方針の策定、拠点審査会会長・副会長の選任および拠点審査会の審査状況のモニタリング等を実施します。

● 重要な監査上の判断について上級審査を実施

監査チームと審査員の意見が異なるなど、重要な監査上の判断が必要とされた場合には、上級審査を実施します。上級審査会は、監査チームから独立した立場において、監査に関して結論に強制力のある最終的な判断を行います。

法人の審査制度に係る意思決定、上級審査における審議事項の情報共有等を目的とした上級審査会会議を、少なくとも月1回開催しています。

適時で円滑なコミュニケーション

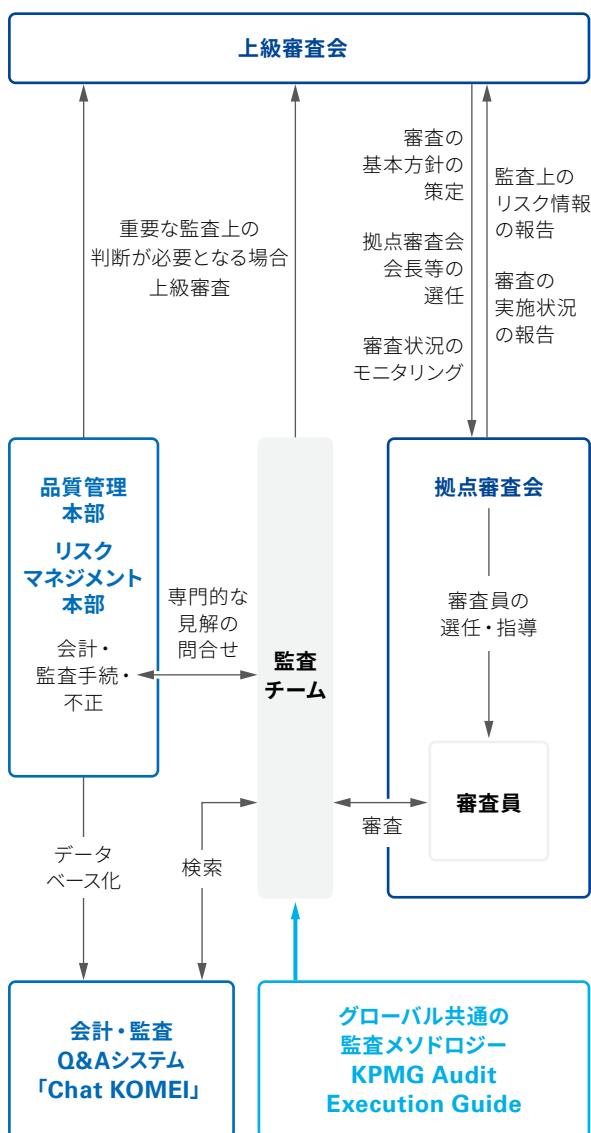
適時かつ円滑なコミュニケーションが図れる風通しのよい組織文化が、あずさ監査法人の強みです。監査チームが高度な監査・会計上の論点に直面した場合、随時相談を受け付け、前倒しでの専門的な見解の問合せや審査の受審を促しています。そのような事前対応により、期末日付近に新たな論点や予見していなかった結論が発生するリスクを抑制しています。

IFRS会計基準・米国基準に精通した審査員の配置

IFRS会計基準適用企業および米国基準適用企業の監査においては、それぞれの監査の経験があり、十分な能力を有した審査員による審査を実施しています。

また、監査関与先の米国SECファイリングに際しては、USキャピタルマーケットズのSECレビューイング・パートナーが関連書類のレビュー・承認を行い、法人内で監査を完結させます。極めて高度な論点を扱う場合などは、必要に応じてKPMG米国の品質管理部門（Department of Professional Practice: DPP／ニューヨーク）と協議し、迅速に対応します。

高品質な監査を実現する体制



Message

上級審査会会長からのメッセージ

監査品質を追求する、あずさ監査法人の審査体制

あずさ監査法人は、審査の機能をより健全に発揮させ監査品質を追求する観点から、個々の審査員が属する拠点審査会とその上位機関である上級審査会を設けています。

審査の基本は、監査チームとは独立した立場から、監査チームが十分かつ適切な監査証拠を入手したかを、監査調書に基づいて客観的に評価することです。審査員は、この役割を果たすために、常に監査チームに並走し、監査チームが立案する手続、重要な判断および到達した結論について、監査計画段階からタイムリーに審査を行い、監査チームは審査員と合意形成をしながら監査を進めます。

また、上級審査では高度な判断を要する領域について、監査手続の不足や監査判断の誤りを生じさせないように、企業が置かれた状況を客観的立場から意識しつつ、法人としての監査意見に関する最終的な判断を行います。

あずさ監査法人がマーケットからの「信頼」を獲得・維持し、また、マーケットから選ばれる存在となるために、今後も審査体制の整備・運用を通じて監査品質の維持・向上に取り組んでいきます。



上級審査会会長
藤井 亮司

2-3. グローバル監査体制

すべてのKPMGメンバーファームは、グローバルで一貫した監査アプローチを採用しています。そのため、KPMGメンバーファームが監査関与先の海外連結子会社等を監査し、親会社監査チームがグループ監査を積極的にリードすることで、グローバルレベルで均質な監査水準が確保され、サプライズのない監査の実現が可能となります。

親会社監査チームのリードパートナーによる強いリーダーシップの発揮

グループ監査を円滑に実施するためには、親会社監査チームがイニシアティブをとって、子会社監査チームと密接に連携することが重要です。海外拠点において重要な会計・監査上の課題が生じた場合は、現地での取組みだけでなく、日本の親会社監査チームが強いオーナーシップを持って問題解決に取り組むことが肝要です。

あずさ監査法人は、親会社監査チームのGlobal Lead Partner (GLP) が、親会社、海外子会社、現地監査チームと緊密にコミュニケーションを推し進めることで、スムーズな問題解決を図っています。

なお、グループ監査に対するあずさ監査法人の取組みは、「第2章 持続的な価値創造戦略 | 3. グローバル社会における課題解決 | ISA600Rの導入とグループ監査」(P.35)をご参照ください。

2-4. 情報セキュリティ

社会のデジタル化とAIの台頭に伴い、情報セキュリティ確保の重要性がますます高まっています。

あずさ監査法人は、情報セキュリティ体制の整備・運用に取り組んでいます。

情報セキュリティ体制・方針

監査関与先の機密情報を扱う監査法人は、情報セキュリティを保持することが強く求められます。KPMGジャパンにおいて情報セキュリティコミッティを設置し、情報セキュリティに関する基本方針を定めています。定められた方針は、KPMGジャパン各社CISO (Chief Information Security Officer)、各部のセキュリティ責任者を通じ広く展開されています。

あずさ監査法人では、リスクマネジメント本部内に情報セキュリティ部を設置するとともに、幅広い情報セキュリティ領域について、関連部署と連携し明確な方針を定めるとともに、遵守状況をモニタリングしています。

- 監査調査その他の業務に関連する記録の取扱いは、関連する倫理規程、その他の規制機関の基準、法令等に従って、調書保存の期間・方法等に関する方針を定めています
- 個人情報の取扱いを管理するデータ・プライバシーに関する方針は、個人情報保護法に準拠して定められています

業務で使用するデータの保護

監査業務の特性上、非常に機密度の高い情報を取り扱うことから、すべての情報を機密区分ごとに分類し、機密度に応じたアクセス権を設定し、データの保護を図っています。

また、業務の性質上、PCを外部に持ち運ぶ機会が多いため、セキュリティ対策としてPCのROM化(PC上でのデータ保持不可)を導入しています。これにより監査関与先の情報等は、PCのローカルディスク上ではなく、法人管理のデータセンターのサーバ上に保存されるため、情報セキュリティがより強化されています。

サイバーセキュリティ対策

サイバーセキュリティ対策として、社内外の通信はKPMGインターナショナルのSecurity Operation Centerによって24時間365日監視がなされ、巧妙化するサイバー攻撃に対し、監視体制を強化しています。また、国内ではサイバーインシデントへの備えとして、情報セキュリティ部を中心にCSIRT (Computer Security Incident Response Team) を立ち上げ、日本CSIRT協議会にも加盟し、日本公認会計士協会をはじめ、他の加盟企業とも情報交換を行っています。

情報セキュリティに関する意識の徹底

セキュリティリスクへの理解を深めるため、フィッシングメールへの対応訓練を実施するほか、セキュリティ研修を定期的に行っています。さらには、倫理行動規範に関する研修の受講および年次での宣誓書等の確認プロセスを通じて、全構成員に対して監査関与先の機密情報を保持することの重要性を伝達しています。

3. メソドロジー

あずさ監査法人は、高品質な監査を提供するためのメソドロジーを採用し、監査品質の継続的な改善に取り組んでいます。

3-1. グローバル共通の監査メソドロジー

あずさ監査法人は、KPMGメンバーファームが共通で利用する監査メソドロジーに従って監査を実施しています。KPMGの監査メソドロジーは、監査の実施時に遵守すべき監査方針や監査の規範として、国際的な監査基準の要求事項を満たすものです。さらに、監査の品質を維持・向上するための追加的な要求事項についても規定しています。

あずさ監査法人は、日本固有の職業的専門家としての基準および適用される法令等の要求事項や指針等の内容を追加考慮しています。

また、内部統制監査に対応するための一体監査マニュアルを整備し、財務諸表監査と内部統制監査を効率的かつ一体的に実施しています。

デジタルプラットフォーム：KPMG Clara

あずさ監査法人は、「3C x Impacts & Insights」(3C x I)を実現するために、デジタルプラットフォーム「KPMG Clara」を導入しています。KPMG Claraは、監査関与先と効率的で安全なコミュニケーションを行うポータルである「for clients」、効率的かつ高度な分析・監査手続を可能にする「analytics」、一貫したリスク評価プロセスに基づく高品質な監査の実効性を担保する「workflow」の3つのプラットフォームから構成されています (P.23 参照)。

KPMG Clara workflowの全面展開

KPMGではより進化した監査メソドロジー (KPMG Audit Execution Guide) を適用した監査プラットフォーム (KPMG Clara workflow) を全面展開しています。KPMG Clara workflowの適用により、企業を取り巻く経済環境やセクターの最新動向、企業内部の状況等をより深く理解し、監査上のリスクの識別・評価を適時に行い、リスクの程度に応じた適切な対応策を立案する高品質な監査の実行が可能となります。

3-1-1. 新規契約および更新時のリスク評価の徹底

監査業務の新規契約および更新にあたっては、契約締結に先立ち、独立性の遵守の確認を行います。また、監査受嘱の方針に従い、経営者の誠実性、ガバナンスの状況、役員等が反社会的勢力等でないことの背景調査等を実施します。さらに、会計・監査上の論点等のリスクを適切に分析・評価したうえで、高品質な監査を提供するための人材確保の可否についても検討し、承認プロセスを経て、契約を締結します。

監査関与先の経営者や株主の交代等、リスク要因に変化の兆候がある場合には、速やかに再評価を行います。

リスク評価に係る情報はデータベースで一元管理しており、パートナーが交代した場合でも重要事項は適切に引き継がれる仕組みを構築しています。

監査事務所間の適切な引継

監査人の交代に際して、監査業務の引継を適切に行うため、必要に応じて品質管理の各部署が指示を行い、引継に立ち会います。

3-1-2. 非保証業務の提供方針

監査関与先へ非保証業務を提供する際は、監査関与先の経営者責任を担うことや自己レビューという独立性に対する阻害要因が生じることがないように、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の倫理規程および日本公認会計士協会（JICPA）の倫理規則に準拠し、監査業務の独立性を堅持しています。

2022年12月15日にIESBAの改訂倫理規程が施行され、会計監査人による非保証業務提供の制限が強化されています。KPMGインターナショナルの方針に従い、あずさ監査法人においても、IESBAの改訂倫理規程における施行時期に合わせ、2022年12月15日以降に開始する事業年度の監査業務よりIESBAの改訂倫理規程を適用しています。

また、2023年12月15日に監査チームの定義およびグループ監査業務に関する改訂IESBA倫理規程が施行され、主にグループ監査に関与する構成単位の監査人に対する独立性規則が強化されています。あずさ監査法人では2023年12月15日以降に開始する事業年度の監査より適用しています。

グループ会社に対するガバナンス

あずさ監査法人は、アドバイザー業務を提供するグループ会社を、完全子会社化しています。監査法人の専務理事等の役職者が各社の取締役および監査役を務め、経営に参画することで、グループガバナンスを強化しています。

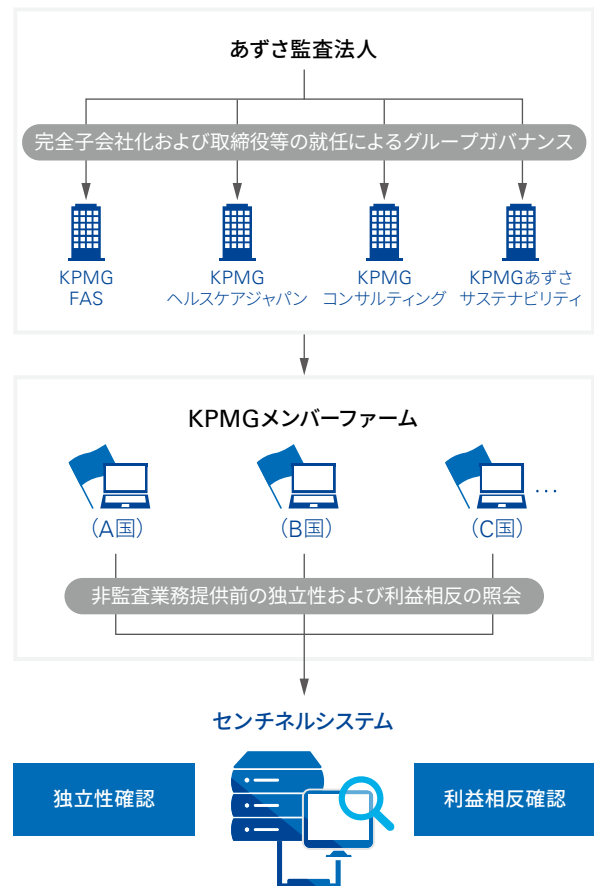
独立性および利益相反の確認システム

KPMGメンバーファームでは、監査・保証・非保証業務を問わず、すべての業務開始にあたって、グローバルの独立性・利益相反確認システム「センチネル」に、業務内容を登録することが義務付けられています。

センチネル手続では、監査対象会社および企業グループに対する世界中のすべての提供予定業務が登録されています。これにより管理責任を有する監査責任者（パートナー）による独立性の確認およびリスクマネジメント部による利益相反についての確認が行われ、監査法人として、独立性違反や利益相反が生じる業務の契約受嘱を回避しています。

なお、あずさ監査法人の総収入のうち、監査関与先およびその関連事業体から受け取った報酬合計額の占める割合（報酬依存度）が、10%を超える監査関与先はありません。

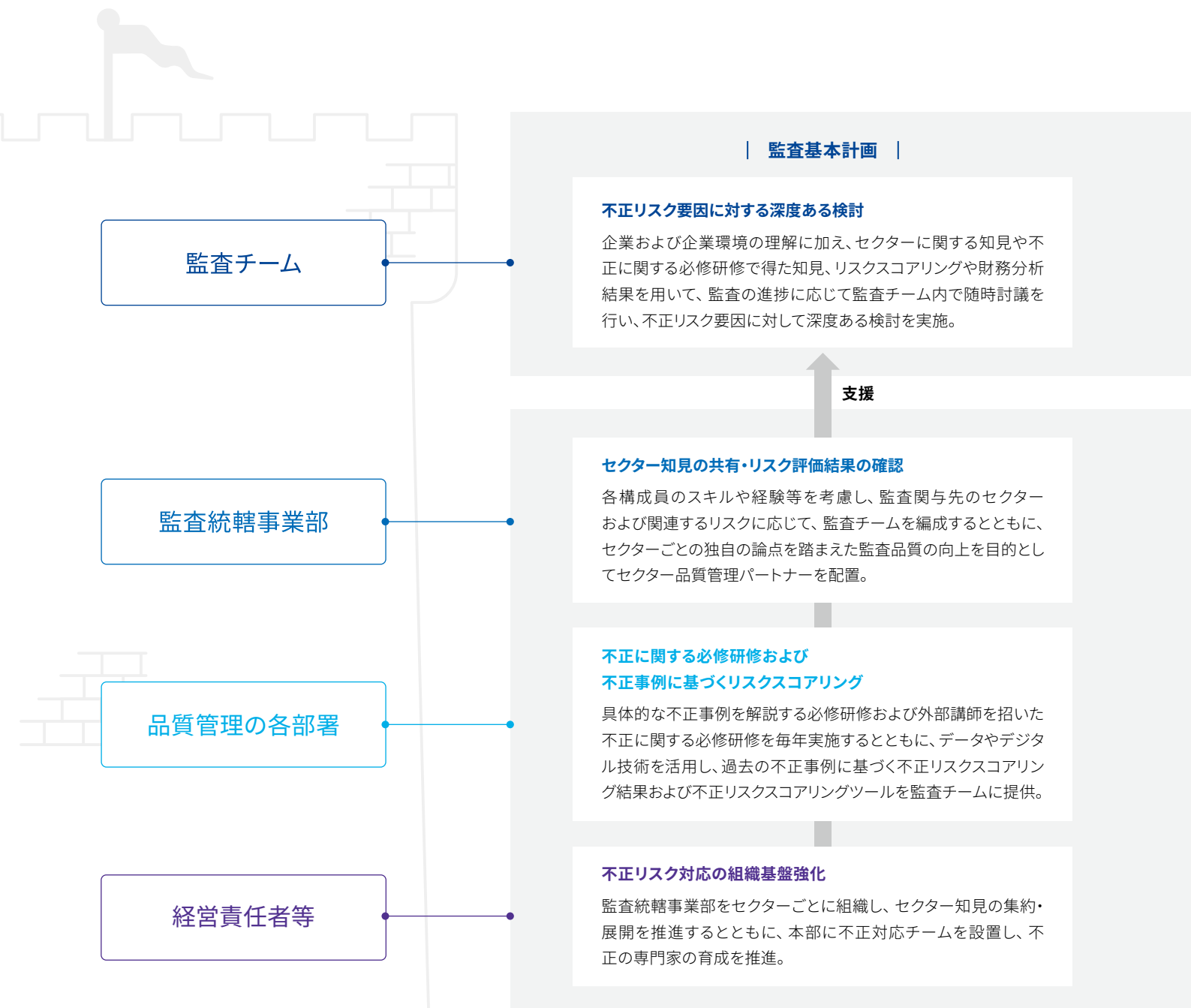
グループガバナンスと独立性および利益相反の確認システム



3-2. 不正リスクへの対応

あずさ監査法人は、監査業務従事者に不正研修を実施しているほか、セクターを軸とした組織体制で産業・業種ごとに不正に関する知見を蓄積しています。データやデジタル技術も活用し、4つのディフェンスラインが連携して組織的に不正リスクへ対応しています。

不正リスク対応の専門部署（Fraud Risk Management Group、FRG）を設置し、監査チームとは独立した立場で、不正対応に特化した活動をしています。FRGは、監査チームの不正リスクの評価にあたり客観的な検証や助言を行うほか、不正事案等発生時には、専門的な観点から監査チームを支援しています。



不正対応の専門部署を設置するほか、不正の専門家が監査チームメンバーの一員として不正対応の監査手続に関与する活動を進めています。また、IPO前後の企業における不正リスクに組織的に対応するためにIPO統轄部を新設しています（詳細はP.13参照）。



不正の専門家（あずさ監査法人）

66名

2024年6月末



フォレンジック専門家（KPMG FAS）

94名

2024年6月末

デジタル技術の活用

あずさ監査法人は、財務データを基にスコアリングを行うツール（Fraud Risk Scoring_ai）等により不正リスクを多角的かつ詳細に検討しています。PDF等の改ざんを検知するツール（KaizanCheckBot_ai）や仕訳の分析にAIによる機械学習、統計学、その他の分析手法も取り入れています。非定型的な取引などリスクの高い取引が仕訳テストの対象となるように抽出されるツール（AI Transaction Scoring）等を用いることで深度あるリスク対応手続を実施するなど、デジタル技術を活用しながら不正リスクへの適切な対応を図っています。



不正リスクの識別と対応

不正リスクに対する具体的な検討

セクター固有のリスクや経済環境の変化を踏まえ、収益の種類や取引形態に関する企業理解に基づき、不正が行われる具体的な手口を検討し、識別した不正リスクへの対応手続を決定。

支援

セクター知見の共有・リスク評価結果の確認

各セクター固有の事業リスク、監査リスクに関する情報を監査チームに提供するとともに、不正リスクへの対応を含む監査上の重要論点に対する監査チームのリスク評価結果をモニタリング。

不正対応チームによるモニタリング

不正リスク対応手続の立案状況について、本部の不正対応チームは統轄事業部の不正の専門家と連携しながら、必要に応じて直接監査チームへ指示・監督を行うことで、監査チームの適切な対応を支援。

職業的懐疑心の発揮に基づく不正リスク評価の推進

不正リスクへの対応がいかに重要であるかを伝えるマネジメントメッセージを発出するとともに、過去の不正事例を踏まえ不正リスクを見逃さないという意識向上の推進。



不正事案等発覚時の対応

不正事案等に対する適切な対応

不正等発覚時には専門的な見解の問合せを実施し、計画した不正等への対応手続の十分性・適切性を確認するとともに、実施した手続についても、専門的な見解の問合せを実施し、計画した手続が適切に完了したことを確認。

支援

不正の専門家によるサポート

不正事案等発覚時には、不正事例に精通した不正の専門家を監査チームに関与させ、監査チームの対応手続の立案・実施について、計画立案から手続の完了まで、継続して監査チームを支援。

不正対応チームによる直接サポート

不正事案等発覚時には、本部の不正対応チームは統轄事業部の不正の専門家と連携しながら、必要に応じて直接監査チームへ指示・監督を行うことで、監査チームの適切な対応を支援。

重要な不正事案等発覚時の主体的対応

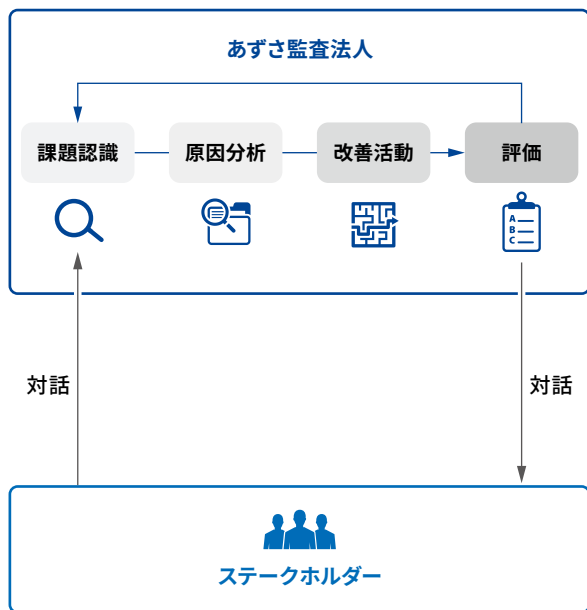
重重要な不正事案等発覚時には、経営責任者等自ら品質管理の各部署や統轄事業部への指示・監督を行うことで、監査チームの適切な対応を確認。

3-3. 監査品質の継続的な改善

あずさ監査法人は、自主的な品質監視プログラムの結果および外部機関による検査結果等を継続的な品質改善に活用し、監査品質の維持・向上に努めています。

3-3-1. 改善活動の全体像

あずさ監査法人は、自主的な品質監視プログラムの結果のほか、外部機関による検査結果および監査関与先からのフィードバック（ACCESS）等から得られた課題について、理事長をはじめとする経営責任者等のリーダーシップのもと、根本原因を分析し、監査品質を改善する活動を継続して実施しています。



3-3-2. 監査統轄事業部と本部による 監査業務モニタリング

監査統轄事業部およびリスクマネジメント本部は、各監査業務の品質の維持・向上を目的として、以下の取組みを実施しています。

監査統轄事業部では、所管する監査業務全体のリスク、対象年度の固有の会計・監査上の論点などを考慮して、モニタリング対象会社を選定します。モニタリングは監査の計画段階から意見形成時まで、その進行とともに、リスク評価の妥当性を含む監査手続の十分性や監査調書の明瞭性といった視点で実施されます。

リスクマネジメント本部は、重要な監査領域についてテーマごと、およびセクターごとに横断的なモニタリングを継続して実施しており、対応すべき留意点や多くの監査業務に共通する課題などについて、監査統轄事業部に注意を促す役割を担っています。



監査業務モニタリング対象会社数

56社
2024年6月期

3-3-3. 自主的な品質監視プログラム

KPMGは、品質管理に関する統合的な監視プログラムの運用をすべてのメンバーファームに義務付けています。

品質管理レビュー

あずさ監査法人は、個々の監査業務における監査品質の維持・向上を目指し、品質管理レビューを年次で実施しています。すべての監査責任者は通常少なくとも4年に1度、レビュー対象として選定されます。レビュー結果は、KPMGインターナショナルによる2次レビューを受け、最終的な評価が確定します。

あずさ監査法人およびKPMGインターナショナルにおける品質管理レビューでは、個別の監査業務において実施された監査手続が、関連する基準、事務所で定めた方針および手続に従って実施され、品質が確保されているかについて結論づけています。直近2年間の評価結果は、以下のとおりです。いずれの評価結果においても、監査意見の修正を要する不備はありませんでした。

検出された不備は根本原因を分析のうえ、研修や通達などを通じて周知しています。また、改善状況を継続的に評価するために、その後のモニタリングにおいては重点項目として取り扱うことで再発防止に努め、監査品質の改善に取り組んでいます。

品質管理レビューの結果

	2023年6月期	2024年6月期
対象監査業務	101件	104件
監査意見の修正を要する不備	0件	0件
「Not Compliant-Severe」とされた件数※	1件	3件
監査責任者カバー率	39%	38%

※品質管理レビューの結果は、①すべての重要な点において基準等に準拠している、②改善が必要な点があるが、すべての重要な点において基準等に準拠している、③一部の重要な点において基準等に準拠していない (Not Compliant) の3段階で評価されます。Not Compliantのうち不備の程度が重度である場合に「Not Compliant-Severe」に分類されます

エンゲージメントマイルストーン

モニタリングの取組み

あずさ監査法人は、監査業務が適切に進捗していることを日常的に確認するエンゲージメントマイルストーンモニタリングの取組みを行っています。マイルストーンごとに監査品質を損なう可能性のある事象をリアルタイムで特定し、適時に対応することを目的としています。

監査に関する品質管理基準およびISQM1 (P.12参照)にも準拠したリアルタイムなモニタリングの取組みを通じて、監査品質の維持・向上に努めています。

品質管理システムのレビュー

あずさ監査法人は、KPMGの品質管理の方針に基づき、品質管理システムを年次で自己評価しており、あずさ監査法人の品質管理システムがKPMGの方針や法令等に準拠していることを検証しています。また、KPMGインターナショナルの品質管理レビューチームが、あずさ監査法人の自己評価結果を定期的にレビューしており、グローバルベースで実施手続や判断基準を均質化しています。

あずさ監査法人は、品質管理システムの運用および自己評価により発見された要改善事項について監査品質委員会で協議したうえで、専務理事会に報告するとともに、必要な改善対応を行うことで、品質管理システムの維持・向上を図っています。

3-3-4. 外部機関による検査

あずさ監査法人は、日本公認会計士協会（JICPA）や公認会計士・監査審査会（CPA AOB）、米国公開会社会計監視委員会（PCAOB）による外部検査を受けています。監査上の不備が特定された場合には、その原因を究明し、それを是正するための措置を講じる体制を整えています。

日本公認会計士協会（JICPA）

日本公認会計士協会（JICPA）は、自主規制団体として、監査に対する社会的信頼を維持・確保するため、監査法人等が行う監査の品質管理のシステムの整備および運用の状況について品質管理レビューを実施しています。

JICPAは、あずさ監査法人を含む大手監査法人に対して、原則として3年に1度、定期的に品質管理レビューを実施します。その結果、改善が必要と認められる事項が発見された監査法人に対しては改善勧告が行われるとともに、品質管理レビューの結論や改善状況に応じて、注意、嚴重注意、監査業務の辞退勧告といった必要な措置が講じられます。

このほか、JICPAは個別の事案に係る指導・監督、処分懸念事案に係る調査および審議、個別の事案に係る懲戒処分の実施、監査法人の上場会社等監査人登録制度の運営をしています。なお、あずさ監査法人は品質管理の適正な体制等を整備し、2024年1月30日付で日本公認会計士協会の上場会社等監査人名簿に登録されています。

あずさ監査法人は、2024年6月末から過去5年間において、JICPAから監査業務に起因する1件の処分（2024年6月期）を受けています。具体的には、上場会社の2012年度から2016年度の財務諸表等に関する監査業務に関し、JICPAより1ヵ月（2023年9月から10月まで）の会員権*停止の処分を受けました。

あずさ監査法人は、本事案が発覚した2018年度以降速やかに、本事案に関連する業界特有の会計処理の点検および監査上の留意点の周知を行うとともに、監査上の課題について継続的に原因分析を行う等、監査品質の向上に取り組んでいます。なお本処分は、監査法人の業務を制限するものではなく、監査証明業務を含むあずさ監査法人の業務に影響を与えるものではありませんでした。

*会員権とは、総会に出席して表決する権利・役員選挙権および被選挙権・会長に意見具申しまたは建言する権利・本会の会議に出席する権利を指します。

JICPAの品質管理レビュー結果

品質管理レビュー報告書の 交付年月	2022年3月
実施結果	重要な不備事項のない 実施結果

公認会計士・監査審査会（CPA AOB）

公認会計士・監査審査会（CPA AOB）は、行政としての監視・監督の立場から、JICPAによる自主規制の限界を補完するとともに、JICPAの公平性・中立性・有効性を確保する観点から適切な役割を果たすために、JICPAによる品質管理レビューを監視しています。

CPA AOBは、JICPAから監査事務所ごとの品質管理レビューの結果について書面による報告を受け、必要に応じてJICPAや監査法人などに対して立入検査を行います。その結果、監査の品質管理が著しく不十分であった場合や法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

あずさ監査法人は、過去5年間において、CPA AOBによる立入検査の結果、金融庁より処分を受けた事実はありません。

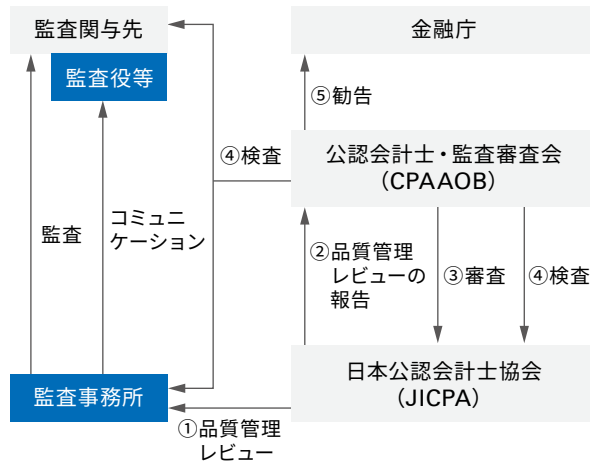
米国公開会社会計監視委員会（PCAOB）

あずさ監査法人は、米国における公開会社を監査する会計事務所の監督機関である米国公開会社会計監視委員会（PCAOB）に登録されており、定期的に検査を受けています。

あずさ監査法人は、2023年11月14日付けで、PCAOBから一部の監査手続の不備について懲戒命令を受け、PCAOB品質管理基準への違反による民事制裁金を支払っています。あずさ監査法人は、PCAOBからの指摘を踏まえ監査品質の改善に取り組んでいます。

検査に係る報告書はPCAOBのウェブサイトから入手可能です。

JICPAによる品質管理レビューとCPAAOBによる検査



- ① 品質管理レビュー／JICPAが監査事務所の業務運営の状況を調査
- ② 品質管理レビューの報告／JICPAがレビューの結果をCPAAOBに報告
- ③ 審査／CPAAOBが、主に品質管理レビュー制度の運営の適切性、および監査事務所の監査業務の適切性について審査
- ④ 検査／CPAAOBがJICPA、監査事務所または監査関与先を検査
- ⑤ 勧告／CPAAOBが、行政処分その他の措置について金融庁に勧告

レビュー・検査結果への対応

あずさ監査法人は、外部検査等で受けた指摘を含む監査品質に係る課題について根本原因を分析し、マネジメントからのメッセージの配信や研修の開催、継続的なモニタリングを行うこと等を通じて、監査品質の改善活動を実施しています。

3-3-5. 監査関与先からのフィードバックを通じた改善

あずさ監査法人は、監査関与先に提供した業務の品質に関して、フィードバックを求めるACCESS (AZSA Client Relationship Continuous Enhancement Process) 活動に取り組んでいます。これは、監査関与先の期待や不満、改善すべき課題を認識し、品質の向上に活かすことを目的とするものです。

監査関与先からのフィードバックの内容に大きな変化はみられませんでした。いただいた評価やコメントを真摯に受け止め、今後の監査上の対応や有用な情報を提供できるように、あずさ監査法人全体で改善に努めています。

	回答社数	回答率	総合評価*	
			2022年	2023年
経理・財務部門向けACCESS	600社	94%	3.97	4.00
監査役向けACCESS	606社	95%	4.15	4.16

※評点は5点満点

なお、海外子会社に対するACCESSも順次展開し、海外子会社に対する各KPMGオフィスの業務の品質についてのフィードバックを求める活動を推進しています。

4. KAMへの対応

あずさ監査法人は、KAMへの適切な対応を通じてステークホルダーとの対話に積極的に取り組んでいます。

4-1. KAMへの取組み

あずさ監査法人は、上場会社等の監査報告書に記載が要求されている、監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters、KAM）をステークホルダーとの重要な対話ツールとして捉え、KAMの記載をより意義のあるものにするための取組みを継続しています。

ステークホルダーとの対話ツールとしてのKAM

監査チームは、KAMを通じて経営者・監査役等との対話を重ねています。これにより、経営者・監査役等の監査上の重要論点や対応について一層の理解を得るだけでなく、KAMに該当すると判断した事項について特に慎重な検討を実施し、監査品質の向上も実現しています。

あずさ監査法人では、監査チームのKAMの記載に対して、監査責任者と同等の経験を有する者がレビューを行う体制を構築し、KAMの記載がステークホルダーにとって理解しやすいものとなるよう、重層的なレビューを実施しています。

また、外部のステークホルダーとも定期的に対話を実施し、フィードバックを得ることで、KAM記載内容の固定化を防ぎ、KAMの情報価値を向上させる取組みを行っています。

2024年2月に公益社団法人 日本証券アナリスト協会から公表された「証券アナリストに役立つ監査上の主要な検討事項（KAM）の好事例集」においても、過年度に続いて、あずさ監査法人の事例が複数採り上げられています。これは、あずさ監査法人の取組みが評価された結果であると考えています。

